

四日市市上下水道局管理規程第1号

四日市市上下水道局企業職員の職務の級の分類基準に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市上下水道局企業職員の職務の級の分類基準に関する規程の一部を改正する規程

四日市市上下水道局企業職員の職務の級の分類基準に関する規程（昭和61年水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表（第2条関係）	
級別職務分類表	
職務の級	標準的な職務
(略)	
7級	1 課長、 <u>所長</u> 及び <u>検査監</u> の職務 2 政策推進監、事業調整監及び副参事の職務
6級	1 課長補佐、 <u>所長補佐</u> 、 <u>水質管理室長</u> 、 <u>水源管理センター所長</u> 及び <u>日永浄化センター場長</u> の職務 2 課付主幹、室付主幹、所付主幹、場付主幹及びこれに相当する職の職務
(略)	

改正前	
別表（第2条関係）	
級別職務分類表	
職務の級	標準的な職務
(略)	
7級	1 課長、 <u>検査監</u> 及び <u>お客様センター所長</u> の職務 2 政策推進監、事業調整監及び副参事の職務

6 級	1 課長補佐、水質管理室長、水源管理センター所長及び日永 浄化センター場長の職務 2 課付主幹、室付主幹、所付主幹、場付主幹及びこれに相当 する職の職務
(略)	

附 則

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(上下水道局管理部総務課)